

2022(令和4)年度 自己点検・評価用 基礎要件確認シート

《作成にあたっての留意点》

■本シートの趣旨及び作成基準日

・ 本シートは、自己点検・評価すべき事項のうち基礎的な要件に関するものを簡易に表したものです。作成基準日は、特に指定がない限り、点検・評価報告書作成日と一致させてください。

■「根拠となる資料」欄

・ 直接的な根拠となる資料の名称及び資料番号を記載してください。また、点検・評価報告書の対応する頁番号を記載してください。

・ 本シートで根拠とする資料は、原則的に、点検・評価報告書の根拠資料として添付する大学基礎データその他の資料とします。学部・研究科ごとに資料が異なる場合、すべての学部・研究科の資料を点検・評価報告書に添付して提出することとなりますが、本シートでも学部・研究科に係る箇所では、関係する資料をすべて挙げてください。

・ 規程類を資料として記載する場合は、直接の根拠となる条項の番号まで記載してください。

・ 「根拠となる資料」がウェブサイトに掲載されている場合、資料の添付に代えて該当するURLを記載してもかまいません。

■「(公表、明示等の)有無」を記載する欄

・ ○(対応している)、△(一部対応している)又は×(対応していない)として、該当するものを記載してください。

■「備考」欄

・ 本欄は、△(一部対応している)や×(対応していない)とした場合に、それについて補足説明をしたり、それに関わる点検・評価報告書の該当頁を記載するために利用してください。

■用語

・ 「学士課程」としている場合は、専門職大学及び専門職学科におけるものを含みます。専門職大学及び専門職学科にかかわるものなど、限定的に用いる場合は、このことを明示しています。

■その他

・ 作成にあたっては、本シート作成例を参照してください。

・ 表番号の後に「●」を付したものは、基本的には大学全体としての状況を記載すべき項目です。なお、状況が学部・研究科等ごとに異なり、大学全体として一括して状況を記載することが適当でない場合は、学部・研究科等ごとに状況を記載してください。

・ 該当しない記入欄がある場合、斜線を引いてください。

[理念・目的]

1 大学の理念・目的の公表●

| 公表の有無 | 根拠となる資料 |
|-------|--|
| ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/corp/philosophy/ |
| 備考 | 上記URLは、「本学の学是・理念・学風」である。 目的は各学則に規定し公表している。 順天堂大学学則第1条、順天堂大学大学院学則第1条 https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

2 学部・研究科における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表

| 学部・研究科等名称 | 規定の有無 | 根拠となる資料 | 公表の有無 | ウェブサイトURL |
|-------------|-------|--|-------|---|
| 医学部 | ○ | 順天堂大学学則 別記 学部、学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的(第1条第2項関係)(大大評1-7) | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| スポーツ健康科学部 | ○ | | | |
| 医療看護学部 | ○ | | | |
| 保健看護学部 | ○ | | | |
| 国際教養学部 | ○ | | | |
| 保健医療学部 | ○ | | | |
| 医療科学部 | ○ | | | |
| 医学研究科 | ○ | 順天堂大学大学院医学研究科規程第1条(大院医1-1) | ○ | |
| スポーツ健康科学研究科 | ○ | 順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科規程第1条(大院ス1-1) | ○ | |
| 医療看護学研究科 | ○ | 順天堂大学大学院医療看護学研究科規程第1条(大院看1-1) | ○ | |
| 備考 | | | | |

※ 関係法令：大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2及び学校教育法施行規則第172条の2第1項

[内部質保証]

3 設置計画履行状況等調査への対応（5カ年）

| 指摘区分 | 指摘事項 | 指摘年度 | 対応の有無 | 根拠となる資料 |
|-----------|---|--------------|-------|----------------------|
| 改善意見 | 国際教養学部国際教養学科： 国際教養学部国際教養学科において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想について検討すること。 | 平成29年 | ○ | 設置計画履行状況報告書(大大評2-35) |
| 遵守事項 | 保健医療学部診療放射線学科： 教員の補充を必要とされた1授業科目「臨床実習Ⅱ」については、科目開講時までに着実に専任教員を配置して教員を充足すること。 | 認可時 平成30年 | ○ | |
| 備考 | | | | |

※ 「指摘区分」欄には、「警告」「是正意見」「改善意見」又は「留意事項」の何れかを記載してください。

※ ≪作成にあたっての留意点≫に関わらず、本表については、「指摘年度」は大学評価実施前々年度までの5カ年とし、その間の「指摘事項」への対応について各年度実績をベースで記載してください。ただし、大学評価実施前々年度における対応については、「点検・評価報告書」の記述範囲で構いません。

4 点検・評価結果の公表●

| 公表の有無 | ウェブサイトURL |
|-------|---|
| ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/evaluation/ |
| ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/career/teacher_training/ (教職課程に係るもの) |
| 備考 | |

- ※ 関係法令：学校教育法第109条第1項、教育職員免許法施行規則第22条の8
 ※ 教育職員免許法施行規則によって求められる教職課程に関わる点検・評価結果の公表状況については、本表2行目の該当欄に記載してください。

5 教育情報の公表●

[共通]

| 項目 | 公表の有無 | ウェブサイトURL |
|---------------------------------------|-------|---|
| 教育研究上の目的 | ○ | 本シート[理念・目的の公表]参照 |
| 教育研究上の基本組織 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 学位授与方針 | ○ | 本シート[学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表]参照 |
| 教育課程の編成・実施方針 | ○ | 本シート[学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表]参照 |
| 学生の受け入れ方針 | ○ | 本シート[学生の受け入れ方針の公表]参照 |
| 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援 | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 備考 | | |

- ※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

[修士課程及び博士課程]

| 項目 | 公表の有無 | ウェブサイトURL |
|----------------------|-------|---------------------|
| 学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準 | ○ | 本シート [教育課程・学習成果] 参照 |
| 備考 | | |

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第3項

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程]

| 項目 | 公表の有無 | ウェブサイトURL |
|----------------------------|-------|-----------|
| 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況 | | |
| 備考 | | |

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第2項

※ すべての学部・学科、研究科等に関わる情報を公表している場合は○を、一部に関する情報のみが公開されている場合は△を、情報を全く公表していない場合は×としてください。△の場合、「備考」欄に、学部・学科及び研究科等ごとの公表の状況を、記述してください。

[教職課程]

| 項目 | 公表の有無 | ウェブサイトURL |
|---|-------|--|
| 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/career/teacher_training/ |
| 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/career/teacher_training/ |
| 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/education/curriculum/ |
| 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/career/teacher_training/ |
| 卒業者の教員への就職の状況に関すること | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/career/teacher_training/ |
| 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/career/teacher_training/ |
| 備考 | | |

※ 関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

※ [教職課程]表は、教職の認定課程を有する大学のみ作成してください。それ以外の大学は空欄のままとしてください。

6 財務関係書類（財務諸表）の公表[●]

| 公表の有無 | ウェブサイトURL |
|-------|---|
| ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/about/pr/information/ |
| 備考 | |

※ 関係法令： 独立行政法人通則法第38条第3項(準用)、地方独立行政法人法第34条第4項、私立学校法第47条第2項

[教育課程・学習成果]

7 学位授与方針（D P）及び教育課程の編成・実施方針（C P）の公表

| 学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別) | 公表の有無 (D P) | 公表の有無 (C P) | 根拠となる資料 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|--|
| 医学部・医学科(学士(医学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/med/about/policy/ |
| スポーツ健康科学部 ※1 | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/about/dean_policy/ |
| スポーツ科学科(学士(スポーツ科学)) | ○ | ○ | |
| スポーツマネジメント学科 (学士(スポーツマネジメント学)) | ○ | ○ | |
| 健康学科(学士(健康学)) | ○ | ○ | |
| スポーツ健康科学科(学士(スポーツ健康科学)) | ○ | ○ | |
| 医療看護学部・看護学科(学士(看護学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/nurs/about/policy/ https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/nurs/about/policy/ |
| 保健看護学部・看護学科(学士(看護学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hsn/about/policy/ |
| 国際教養学部・国際教養学科 (学士(国際教養学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/about/policy/ |
| 保健医療学部 | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/hs/about/policy/ |
| 理学療法学科(学士(理学療法学)) | ○ | ○ | |
| 診療放射線学科(学士(放射線技術学)) | ○ | ○ | |
| 医療科学部 | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/faculty/ms/about/policy/ |
| 臨床検査学科(学士(臨床検査学)) | ○ | ○ | |
| 臨床工学科(学士(臨床工学)) | ○ | ○ | |
| 医学研究科修士課程(修士(医科学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/graduate/med/about/policy/ |
| 医学研究科修士課程(修士(公衆衛生学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/graduate/med/about/policy/ |
| 医学研究科博士課程(博士(医学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/graduate/med/about/policy/ |
| スポーツ健康科学研究科博士前期課程 (修士(スポーツ健康科学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/graduate/hss/about/policy/ |
| スポーツ健康科学研究科博士後期課程 (博士(スポーツ健康科学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/graduate/hss/about/policy/ |
| 医療看護学研究科博士前期課程 (修士(看護学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/graduate/nurs/about/policy/ |
| 医療看護学研究科博士後期課程 (博士(看護学)) | ○ | ○ | https://www.iuntendo.ac.jp/academics/graduate/nurs/about/policy/ |
| 備考 | | | |

※ 関係法令： 学校教育法施行規則第172条の2第1項

※ 「学部・研究科等名称」欄には、学部・研究科等の名称とともに、学位名称を()で書き添えてください。
例： 法学部(学士(法学))

基礎要件
確認シート

8 [専門職大学及び専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数

| 学部、学科等名称 | 単位数 | | | | | 実験、実習または実技の単位数 | 右記のうち臨地実務実習科目 | 根拠となる資料 |
|----------|-----------------|------------|------|------|--|----------------|---------------|---------|
| | 基礎科目 一般・基礎科目 | 職業専門 科目 | 展開科目 | 総合科目 | | | | |
| | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

※ 関係法令：大学設置基準第42条の12、専門職大学設置基準第29条、30条
 ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください

9 履修登録単位数の上限設定（学士課程）

| 学部等名称 | 上限値 (設定期間) | 根拠となる資料 | 上限緩和 措置の有無 | 根拠となる資料 (基準及び緩和単位数) |
|-----------|---------------------------------|---|---------------|-------------------------------|
| 医学部 | 33科目 (1年次一般 教養カリキュ ラム) | 医学部教育要項 M1 P47(大医4-1) | × | |
| スポーツ健康科学部 | 学年により異 なる(通期) ※1 | スポーツ健康科学部学修要 覧 P21(大ス4-2) スポーツ健康科学部学修要 覧(2020) P22 | ○ | スポーツ健康科学部学修要 覧(2020) P34※2 |
| 医療看護学部 | 45単位 (通期) | 医療看護学部履修要項 P35(大医看4-2) | × | |
| 保健看護学部 | 学年により異 なる(通期) ※3 | 保健看護学部履修要項 P15(大保看4-2) | × | |
| 国際教養学部 | 学年により異 なる(通期) ※4 | 国際教養学部履修の手引き ・2019年度以降入学生P13- 14、P21(大國教4-2) | × | |
| 保健医療学部 | 学年により異 なる(通期) ※5 | 保健医療学部履修の手引き P23(大保医4-2) | × | |
| 医療科学部 | 学年により異 なる(通期) ※6 | 医療科学部学修要覧P17(大 医科4-2) | × | |

備考
 ※1：1・2年次は49単位、3年次以降は44単位
 ※2：3年次以降、前年度のGPAが3.5以上の場合、上限を超えて登録可（但し、48単位まで）。上限設定外で登録可能な科目あり
 ※3：1年次は49単位、2・3・4年次は45単位
 ※4：1・3・4年次は40単位、2年次は44単位、教職課程科目の一部は上限設定外
 ※5：1・2年次は46単位、3・4年次は40単位
 ※6：1・2年次は46単位、3・4年次は40単位

※ 関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第23条
 ※ 履修登録単位数の上限値を編入学生に対しては別に設定している場合、その旨と上限値を備考欄に記述してください。
 ※ 上限値に関係なく履修登録が認められる科目がある場合、そのことを備考欄に記述してください。また、その根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。
 ※ 上限緩和措置がある場合、緩和の基準及び緩和する単位数(上限値)を備考欄に記述してください。また、基準及び緩和単位数それぞれの根拠となる資料を、「根拠となる資料」欄に示してください。

10 1学期の授業期間と単位計算●

[授業期間]

| 学期区分 | 授業期間 | 根拠となる資料 |
|------|------|---|
| 2学期 | 15週 | 順天堂大学学則 8条(大大評1-7)、順天堂大学大学院医学研究科規程 5条・6条(大院医1-1)、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科規程 4条・6条(大院ス1-1)、順天堂大学大学院医療看護学研究科規程 4条・5条(大院看1-1) |
| 備考 | | |

- ※ 関係法令：大学設置基準第23条、専門職大学設置基準第16条
- ※ 「学期区分」又は「授業期間」が1つでない場合は、行を追加してください。

[単位計算]

| 授業形態 | 1単位当たりの学習時間 | うち授業の時間 | 根拠となる資料 |
|------|-------------|----------|--|
| 講義 | 45時間 | 15～30時間 | 順天堂大学学則 71条・96条・119条・125条・132条・139条、145条(大大評1-7)、順天堂大学大学院医学研究科規程 5条(大院医1-1)、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科規程 4条(大院ス1-1)、順天堂大学大学院医療看護学研究科規程 4条(大院看1-1) |
| 演習 | 45時間 | 15～30時間 | |
| 実習 | 45時間 | 30又は45時間 | |
| 備考 | | | |

- ※ 関係法令：大学設置基準第21条、専門職大学設置基準第14条

11 [専門職大学及び専門職学科] 1授業当たりの学生数

| 学部、学科等名称 | 1授業当たりの学生数が40名を超える授業数 | 根拠となる資料 |
|----------|-----------------------|---------|
| | | |
| 備考 | | |

- ※ 関係法令：大学設置基準第42条の10、専門職大学設置基準第17条
- ※ 学生数は履修登録者数を算定の基礎としてください。
- ※ 学生数が40名を超える授業がない場合は「-」(ハイフン)を記入してください。
- ※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の卒業の要件に加え、前期課程の修了の要件も示してください。

12 卒業・修了要件の設定及び明示

| 学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別) | 卒業・修了 要件単位数 | 既修得等 ^(注) の認定上限 単位数 | 卒業・修了 要件の明示 有無 | 根拠となる資料 |
|---|--|-------------------------------------|----------------------|--|
| 医学部 | 1年次一般教養カリキュラム31科目以上、1年次基礎医学入門及び2～6年次の全授業科目(全科目必修)の修得 | 30単位 | ○ | 順天堂大学学則 70条・76条(大大評1-7) 医学部教育要項M1 P63(大医4-1) |
| スポーツ健康科学部 | 124単位 | 30単位 | ○ | 順天堂大学学則 94条・98条・102条(大大評1-7) スポーツ健康科学部学修要覧(2022)P38(大ス4-2) |
| 医療看護学部 | 124単位 | 30単位 | ○ | 順天堂大学学則 118条・122条(大大評1-7) 医療看護学部履修要項P44(大医看4-2) |
| 保健看護学部 | 130単位 | 30単位 | ○ | 順天堂大学学則 124条・128条(大大評1-7) 保健看護学部履修要項P19(大保医4-2) |
| 国際教養学部 | 124単位 | 30単位 | ○ | 順天堂大学学則 130条・133条・135条(大大評1-7) 国際教養学部履修の手引きP15(大科教4-2) |
| 保健医療学部 理学療法学科 | 132単位 | 30単位 | ○ | |
| 診療放射線学科 | 2022年度以前入学者は130単位、2022年度以降入学者は133単位 | 30単位 | ○ | 順天堂大学学則 138条・142条(大大評1-7) 保健医療学部履修の手引き(上級生用・新生生用) P21(大保医4-2) |
| 医療科学部 臨床検査学科 | 129単位 | 30単位 | ○ | 順天堂大学学則 144条・148条(大大評1-7) |
| 臨床工学科 | 129単位 | 30単位 | ○ | 医療科学部学修要覧P30(大医科4-2) |
| 医学研究科修士課程 | 30単位 | 20単位 | ○ | 順天堂大学大学院学則 8条(大大評1-9) |
| 医学研究科博士課程 | 30単位 | 20単位 | ○ | 大学院医学研究科修士課程シラバス「ディプロマポリシー/学位授与の条件」の頁(大院医4-1) |
| スポーツ健康科学研究科博士前期課程 | 30単位 | 20単位 | ○ | 大学院医学研究科博士課程シラバス「ディプロマポリシー/学位授与の条件」の頁(大院医4-2) |
| スポーツ健康科学研究科博士後期課程 | 10単位 | 20単位 | ○ | 大学院スポーツ健康科学研究科要覧P25(大院ス4-3) |
| 医療看護学研究科博士前期課程 | 30単位 | 20単位 | ○ | 大学院医療看護学研究科教育要項P54・P323(大院看4-1) |
| 医療看護学研究科博士後期課程 | 18単位 | 20単位 | ○ | |
| 備考 | | | | |
| ・診療放射線学科は2022年度に卒業要件単位数の変更あり(130→133単位) | | | | |

- 注 [学士] 大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置(それらを合わせた上限値)
 [専門職大学] 専門職大学設置基準第24条から第26条までの規定に基づく措置(それらを合わせた上限値)
 [修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置(それらを合わせた上限値)
 [専門職] 専門職大学院設置基準第14条、第21条、第22条、第27条及び第28条の規定に基づく措置
- ※ 関係法令: 大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、
 専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、
 大学院設置基準第16条及び第17条、
 専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

13 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）

| 研究科等名称 (学位課程別) | 研究指導計画 (注1)の明示 | 根拠となる資料 | 学位論文審査 基準(注2)の 明示 | 特定の課題に ついての研究 に関する審査 基準 (注3)の明示 | 根拠となる資料 (注4) |
|-------------------|-------------------|---|-------------------------|---|--|
| 医学研究科修士課程 | ○ | 修士課程中間報告会実施要領、研究計画書・研究指導計画書(大院医4-3) | ○ | | 順天堂大学大学院医学研究科学位(修士)申請要項(大院医4-5) 大学院医学研究科修士課程シラバス「ディプロマポリシー/学位授与の条件」の頁(大院医4-1) https://mr-syllabus.juntendo.ac.jp/ |
| 医学研究科博士課程 | ○ | 研究計画書、研究進捗状況報告書、ポスターセッション(大院医4-4) | ○ | | 順天堂大学大学院医学研究科学位(甲)申請要項(大院医4-6) 大学院医学研究科博士課程シラバス「ディプロマポリシー/学位授与の条件」の頁(大院医4-2) https://dr-syllabus.juntendo.ac.jp/ |
| スポーツ健康科学研究科博士前期課程 | ○ | 大学院スポーツ健康科学研究科要覧P14-16(大院ス4-3) https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/hss/about/directory/ | ○ | | 大学院スポーツ健康科学研究科博士前期過程シラバス(大院ス4-1) https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/hss/master/curriculum/ |
| スポーツ健康科学研究科博士後期課程 | ○ | 大学院スポーツ健康科学研究科要覧P18(大院ス4-3) https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/hss/about/directory/ | ○ | | 大学院スポーツ健康科学研究科博士後期過程シラバス(大院ス4-2) https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/hss/doctor/curriculum/ |
| 医療看護学研究科博士前期課程 | ○ | 教育要項抜粋-履修指導、研究指導の方法、修了要件及び履修モデル(大院看4-2)、 研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書(大院看4-3) | ○ | | 大学院医療看護学研究科教育要項P53・P321(大院看4-1) https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/nurs/pamphlet/pamphlet/ 教育要項抜粋-履修指導、研究指導の方法、修了要件及び履修モデル(大院看4-2) https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/nurs/master/about/ |
| 医療看護学研究科博士後期課程 | ○ | | ○ | | https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/nurs/master/about/ https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/nurs/doctor/about/ |
| 備考 | | | | | |

- 注1 [研究指導計画] 研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生にあらかじめ明示する計画であり、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールを明らかにしたものを。
- 注2 [学位論文審査基準] 学位論文(修士論文又は博士論文)について、学位に求める水準を満たす論文であるかを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注3 [特定課題研究審査基準] 修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。
- 注4 [根拠となる資料] 学位論文審査基準及び特定課題研究審査基準の根拠となる資料については、当該基準及びそれらの基準を学生にあらかじめ明示するために掲載している冊子等の媒体を記載してください。また、それらを公表しているウェブサイトのURLも記載してください。
- ※ 関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

基礎要件
確認シート

14 [専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会の設置

| 学部・学科、研究科等名称 | 設置の有無 | 構成 | | | | | 根拠となる資料 |
|--------------|-------|------|------|------|------|------|---------|
| | | 1号委員 | 2号委員 | 3号委員 | 4号委員 | 5号委員 | |
| | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

※ 関係法令：大学設置基準第42条の8条、専門職大学設置基準第11条、専門職大学院設置基準第6条の2

※ 「構成」については、根拠法令で定める種類の者の参画状況を○又は×で記入してください。（大学院の専門職学位課程の場合、「5号委員」欄は「-」としてください。）

[学生の受け入れ]

15 学生の受け入れ方針（A P）の公表

| 学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別) | 公表 | 根拠となる資料 |
|--------------------------|----|---|
| 医学部 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/admission/admissionpolicy/ |
| スポーツ健康科学部 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/admission/admissionpolicy/ |
| 医療看護学部 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/academics/faculty/nurs/about/policy/ |
| 保健看護学部 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/admission/admissionpolicy/ |
| 国際教養学部 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/about/policy/ |
| 保健医療学部 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/admission/admissionpolicy/ |
| 理学療法学科 | ○ | |
| 診療放射線学科 | ○ | |
| 医療科学部 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/academics/faculty/ms/about/policy/ |
| 臨床検査学科 | ○ | |
| 臨床工学科 | ○ | |
| 医学研究科修士課程 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/med/about/policy/ |
| 医学研究科博士課程 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/med/about/policy/ |
| スポーツ健康科学研究科博士前期課程 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/hss/about/policy/ |
| スポーツ健康科学研究科博士後期課程 | ○ | |
| 医療看護学研究科博士前期課程 | ○ | https://www.juntendo.ac.jp/academics/graduate/nurs/about/policy/ |
| 医療看護学研究科博士後期課程 | ○ | |
| 備考 | | |

※ 関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

16 定員管理

[学士課程]

| 学部・学科等名称 | 収容定員 充足率 | 入学定員充足 率の5年平均 | 根拠となる資料 |
|---------------|-------------|------------------|-------------|
| 医学部・医学科 | 1.00 | 1.00 | 大学基礎データ（表2） |
| スポーツ健康科学部 | 1.01 | 1.01 | |
| スポーツ科学科 | 1.00 | — | |
| スポーツマネジメント学科 | 0.99 | — | |
| 健康学科 | 1.01 | — | |
| スポーツ健康科学科 | 1.02 | 1.02 | |
| 医療看護学部・看護学科 | 0.99 | 1.00 | |
| 保健看護学部・看護学科 | 1.03 | 1.03 | |
| 国際教養学部・国際教養学科 | 0.98 | 1.01 | |
| 保健医療学部 | 1.00 | 1.01 | |
| 理学療法学科 | 1.00 | 1.01 | |
| 診療放射線学科 | 1.00 | 1.01 | |
| 医療科学部 | 1.01 | 1.01 | |
| 臨床検査学科 | 1.02 | 1.02 | |
| 臨床工学科 | 1.00 | 1.00 | |
| 備考 | | | |

※ 関係法令：大学設置基準第18条第3項、専門職大学設置基準第9条

※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。

※ 専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、学科ごとに入学定員については前期・後期それぞれの値を、収容定員については、全課程を通じた値を示してください。

[修士課程]

| 研究科等名称 | 収容定員 充足率 | 入学定員充足 率の5年平均 | 根拠となる資料 |
|---|-------------|------------------|-------------|
| 医学研究科修士課程 | 1.47 | 1.56 | 大学基礎データ（表2） |
| スポーツ健康科学研究科博士前期課程 | 1.04 | 1.01 | |
| 医療看護学研究科博士前期課程 | 1.17 | 1.19 | |
| 備考 | | | |
| 医学研究科については、秋入学入試を実施したことから作成基準日を10/1とする。 （入学者：1名） 医療看護学研究科については、秋入学入試を実施したことから作成基準日を10/1とする。 （入学者：2名） | | | |

- ※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項
- ※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専攻単位で作表する必要はありません。

[博士課程]

| 研究科等名称 | 収容定員 充足率 | 入学定員充足 率の5年平均 | 根拠となる資料 |
|---|-------------|------------------|-------------|
| 医学研究科博士課程 | 1.01 | 1.08 | 大学基礎データ（表2） |
| スポーツ健康科学研究科博士後期課程 | 1.57 | 1.46 | |
| 医療看護学研究科博士後期課程 | 1.06 | 1.04 | |
| 備考 | | | |
| 医学研究科については、秋入学入試を実施したことから作成基準日を10/1とする。 （入学者：4名） 医療看護学研究科については、秋入学入試を実施したことから作成基準日を10/1とする。 （入学者：2名） | | | |

- ※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項
- ※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。
- ※ 専攻単位で作表する必要はありません。

[専門職学位課程]

| 研究科等名称 | 収容定員 充足率 | 入学定員充足 率の5年平均 | 根拠となる資料 |
|-----------|-------------|------------------|-------------|
| | | | 大学基礎データ（表2） |
| 備考 | | | |
| | | | |

- ※ 関係法令：大学院設置基準第10条第3項（準用）
- ※ 基礎データ（表2）の数値と一致するよう作成してください。

[教員・教員組織]

17 設置基準上必要専任教員数の充足

[学士課程]

| | 学部・学科等名称 | 総数 | 教授数 | 根拠となる資料 |
|-------------------|---------------|----|-----|-------------|
| 全体 ^(※) | | ○ | ○ | 大学基礎データ（表1） |
| 学部・学科等 | 医学部・医学科 | ○ | ○ | |
| | スポーツ健康科学部 | ○ | ○ | |
| | スポーツ科学科 | ○ | ○ | |
| | スポーツマネジメント学科 | ○ | ○ | |
| | 健康学科 | ○ | ○ | |
| | スポーツ健康科学科 | ○ | ○ | |
| | 医療看護学部・看護学科 | ○ | ○ | |
| | 保健看護学部・看護学科 | ○ | ○ | |
| | 国際教養学部・国際教養学科 | ○ | ○ | |
| | 保健医療学部 | ○ | ○ | |
| | 理学療法学科 | ○ | ○ | |
| | 診療放射線学科 | ○ | ○ | |
| | 医療科学部 | ○ | ○ | |
| | 臨床検査学科 | ○ | ○ | |
| 臨床工学科 | ○ | ○ | | |
| 備考 | | | | |

※ 関係法令：大学設置基準第13条

※ 基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※ “×”に相当する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、「専門職大学及び専門職学科」及び「専門職学位課程」表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2 [薬学]：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

注3 「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[専門職大学及び専門職学科]

| | 学部・学科等名称 | 総数 | 教授数 | 実務家 教員数 ^(注2) | うち、みなし 専任教員 の数と割合 | うち、研究能 力を併せ有す る実務家教員 の数と割合 | 根拠となる資料 |
|--------------------|----------|----|-----|----------------------------|-------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| 全体 ^(注1) | | | | | | | 大学基礎データ (表1) |
| 学部・ 学科等 備考 | | | | | | | |

※ 関係法令： 大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は「学士課程」表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。

注2 「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[修士課程]

| 研究科等名称 | 総数 | 教授数 | 研究指導 教員数 | 研究指導補 助教員数 | 根拠となる資料 |
|-------------------|----|-----|-------------|---------------|-------------|
| 医学研究科修士課程 | ○ | ○ | ○ | ○ | 大学基礎データ（表1） |
| スポーツ健康科学研究科博士前期課程 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 医療看護学研究科博士前期課程 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 備考 | | | | | |

※ 関係法令： 大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

| 研究科等名称 | 総数 | 教授数 | 研究指導 教員数 | 研究指導補 助教員数 | 根拠となる資料 |
|-------------------|----|-----|-------------|---------------|-------------|
| 医学研究科博士課程 | ○ | ○ | ○ | ○ | 大学基礎データ（表1） |
| スポーツ健康科学研究科博士後期課程 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 医療看護学研究科博士後期課程 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 備考 | | | | | |

※ 関係法令： 大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程]

| 研究科等名称 | 総数 | 教授数 | 実務家 教員数 ^(注) | うち、みなし 専任教員 数と割合 | 根拠となる資料 |
|--------|----|-----|---------------------------|------------------------|-------------|
| | | | | | 大学基礎データ（表1） |
| 備考 | | | | | |

※ 関係法令： 専門職大学院設置基準第5条

注 「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

18 ファカルティ・ディベロップメントの実施

| 学位課程種類 | 実施有無 | 根拠となる資料 |
|--------------|------|---|
| 大学全体としての取り組み | ○ | 令和4年度 学長教育改善プロジェクトの募集について(大大評4-4) |
| 学士課程 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・医学部： 医学教育・卒後教育ワークショップの歴史(テーマ等一覧)(大医6-6) ・スポーツ健康科学部： スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科 教職員ワークショップ一覧(大ス6-3) ・医療看護学部： 医療看護学部教員ワークショップ実施内容(大医看6-2) ・保健看護学部： 保健看護学部FDワークショップの歴史(大保看6-2) ・国際教養学部： 国際教養学部FD研修会一覧(大國教6-1) ・保健医療学部： 2022年度保健医療学部教員FD研修会(大保医6-2) ・医療科学部： 2022年度医療科学部FDセミナー(大医科6-1) |
| 修士課程・博士課程 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・医学研究科： 医学教育・卒後教育ワークショップの歴史(テーマ等一覧)(大医6-6) ・スポーツ健康科学研究科： スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科 教職員ワークショップ一覧(大ス6-3) ・医療看護学研究科：医療看護学研究科FD講演会実施内容(大院看6-2) |
| 備考 | | |

※ 関係法令：大学設置基準第25条の3、専門職大学設置基準第20条、大学院設置基準第14条の3及び専門職大学院設置基準第11条

[教育研究等環境]

19 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足[●]

| 校地面積の充足 | 校舎面積の充足 | 根拠となる資料 |
|---------|---------|-------------|
| ○ | ○ | 大学基礎データ(表1) |
| 備考 | | |

※ 関係法令：大学設置基準第37条及び第37条の2、専門職大学設置基準第46条及び第47条
 ※ 基礎データ(表1)の数値と一致するよう作成してください。

[大学運営・財務]

20 スタッフ・ディベロップメントの実施

| 実施の有無 | 根拠となる資料 |
|-------|-----------------------------|
| ○ | 2022年度 職員向研修実施一覧(大人事10-1-9) |
| 備考 | |

※ 関係法令：大学設置基準第42条の3、専門職大学設置基準第58条、大学院設置基準第43条

基礎要件
確認シート